高知県依存症対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。) 第24条の規定に基づき、高知県依存症対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関 し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

- 第2条 県は、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症(以下「依存症」という。)を 抱える当事者が健全な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体 の活動を支援することを目的に、依存症対策に取り組む民間団体(以下「補助事業者」という。)が 行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
 - (1) ミーティング活動

依存症問題を抱える当事者及びその家族が互いの悩みを共有すること並びに情報交換ができる 交流活動及びその支援活動

(2) 情報提供

依存症問題を抱える当事者及びその家族の問題解決に資する情報提供を行う活動

(3) 普及啓発活動

依存症等に関する普及啓発活動

(4) 相談活動

依存症に関する問題の相談を受ける活動及びその支援活動

(補助事業者)

- 第3条 補助事業者は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 依存症問題を抱える当事者又はその家族により構成される団体
 - (2) 公益社団法人、公益財団法人又は地域団体(特定非営利活動法人等一定の地域を範囲として 公の目的で活動している団体をいう。)
- 2 知事は、補助事業者が次の各号のいずれにも該当する場合に、補助金を交付するものとする。
 - (1) 前条各号に掲げる補助対象事業のいずれかを遂行できると認められる団体であること。
 - (2) 県内に主たる活動拠点を有する団体であること。
 - (3) 原則として、依存症対策に1年以上の活動実績を有すること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (4) 別表第1に掲げるいずれかに該当する団体でないこと。
 - (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
 - (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
 - (7) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補

者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、 又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象事業(以下「補助事業」という。)の事業区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、算定された事業区分ごとの交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請 書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

- 第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やか に補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項に規定する補助金の交付に当たって、補助金の適正な交付を行うために必要があると 認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することが できる。
- 3 知事は、補助事業者が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定 の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

- 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 補助事業内容の変更又は補助対象経費の増額若しくは30パーセントを超える減額を行う時は、事前に別記第2号様式による変更届を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やか に知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類 を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知

事の承認を受けなければならないこと。

- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象 経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規 定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税 法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。)を減額 して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明ら かでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接 補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準 じて行わなければならないこと。
- (11) 補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。
- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示する事項

(概算払)

第8条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助金実績報告書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により補助金実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

- 第11条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後に、その補助金を補助事業者に対して支払 うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確 定前にその全部又は一部を概算払することができる。
- 2 補助事業者において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を速やかに別記第6号様式により 知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

- 第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているとき は、期限を定めて補助金を返還させることができる。
 - (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
 - (2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年9月22日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助 金については、第6条第3項、第7条第5号から第8号まで、第11条第2項、第12条及び第14条 の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

別表第1 (第3条、第6条、第7条、第12条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条 第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等を いう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その 他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又は これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあって は、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であると き。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2 (第4条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
アルコール健	事業を行うために必要な賃金、報償費、旅費、	4分の	1団体当たり
康障害に関す	需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本	3	50万円
る問題	費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬		
薬物依存症に 関する問題	費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費若しくは負担金		
ギャンブル等			
依存症に関す			
る問題			